

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

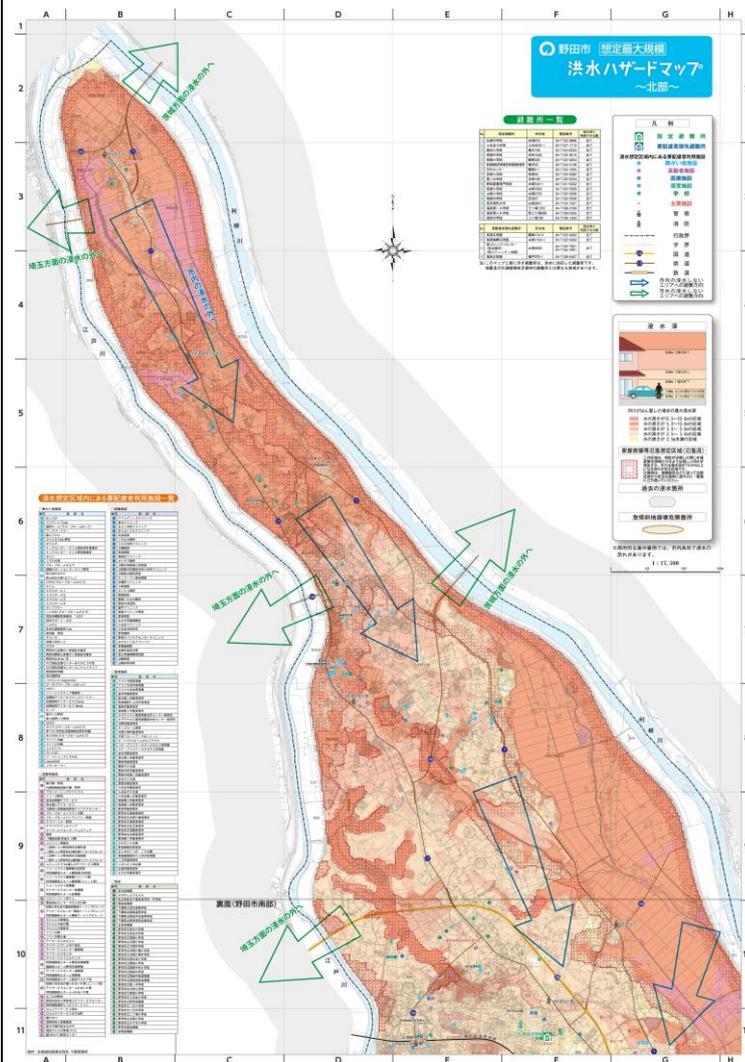
(1) 地域の災害リスク

【風水害】(洪水：ハザードマップ)

野田市地域防災計画によれば、「水防法」に基づき、国交省が実施した利根川、江戸川浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ(洪水避難地図)」を作成しており、洪水ハザードマップを浸水想定としている。

利根川、江戸川、利根運河が増水し、氾濫した場合の解析結果に基づいて、浸水が予想される範囲を示した野田市のハザードマップによると、最大規模の降雨(ハザードマップ変更後1000年に1回程度)で起こる大雨により川の水が増水し、堤防が壊れた場合に発生する洪水を想定した場合、最大10.0m以上20.0m未満の浸水が予想されている。

(出典；野田市 想定最大規模 洪水ハザードマップ ～北部～

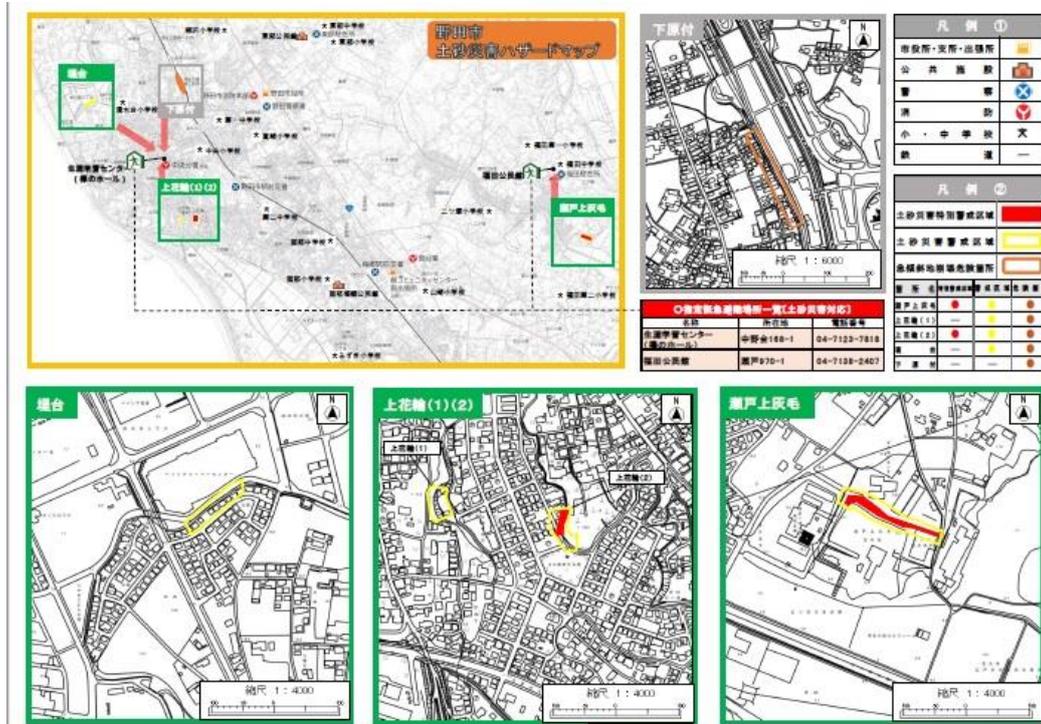


【土砂災害】（土砂災害：ハザードマップ）

野田市地域防災計画によれば、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・告示がされており、以下の4箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域となっている。

（出典；野田市土砂災害ハザードマップ）

| 土砂災害警戒区域等の指定箇所の一覧（野田市） | | | | |
|------------------------|-------|---------|--------|------|
| 番号 | 箇所 | 自然現象の種類 | 特別警戒区域 | 警戒区域 |
| 1 | 瀬戸上灰毛 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 2 | 上花輪1 | 急傾斜地の崩壊 | | ○ |
| 3 | 堤台2 | 急傾斜地の崩壊 | | ○ |
| 4 | 上花輪2 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |



【地震災害】（地震：ハザードマップ）

震災対策の前提となる地震は、防災アセスメント調査（平成25年3月）から、野田市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震である。想定地震の条件は、

次のとおりである。

(想定地震の条件)

震源域の位置・・・野田隆起帯

震源域の深さ・・・約 5 km～9.5 km

マグニチュード・・・7.0

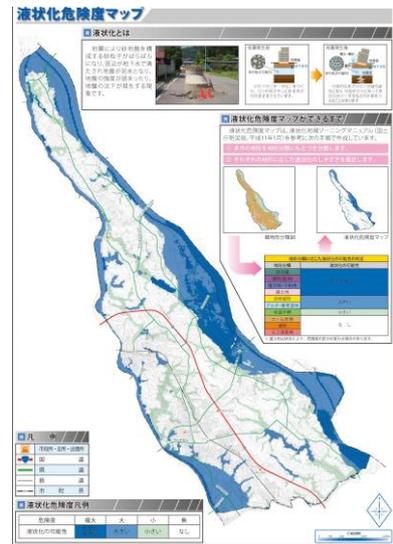
発生季節等・・・冬季 18 時、風速 15m/s

(被害想定)

震度は、ほぼ全域で震度 6 強、当該地区（関宿地区）、福田地区、東部地区の一部で震度 6 弱が予想された。液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に当該地区（関宿南部地区）で極めて高いと予測された。

野田市地震ハザードマップによると、本市で想定される地震は以下のとおりである。

| 地震のタイプ | 活断層で発生する地震 | プレート境界で発生する地震 | | 全国どこでも起こりうる地下の地震 | | | |
|------------|--|--|--|--|-----|-----|-----|
| 想定される地震 | 野田伏在断層の活動による地震 (マグニチュード 7.0) | 東京湾北部地震 (マグニチュード 7.3) | 茨城県南部地震 (マグニチュード 7.3) | 野田市中央直下の地震 (マグニチュード 6.9) | | | |
| 地震の概要 | 本市の南西には、厚い沖積層で覆われた活断層が確認されています。しかし、地表で観察することができないため、最後の地震が発生した時代はわかりません。このため、今後いつ発生するか予測することが困難です。 地震が発生すると、市内では広い範囲で震度 6 強となり、特に断層に近い市の南部や河川沿いの地域では強く揺れることが予想されます。 | 近い将来、関東地方南部のいずれかで起こる可能性の高いプレート境界の地震のうち、東京湾北部に震源をおいたマグニチュード 7 級の地震です。 地震が発生すると、河川沿いの低地で震度 6 弱、台地で震度 5 強となることが予想されます。 | 近い将来、関東地方南部のいずれかで起こる可能性の高いプレート境界の地震のうち、茨城県南部に震源をおいたマグニチュード 7 級の地震です。 地震が発生すると、市内の広い範囲で震度 6 弱、一部地盤の良い地域では震度 5 強となることが予想されます。 | 活断層のように地震発生の可能性の目印がない所を震源とする地震が発生することがあります。このような地震による揺れ方を推定するために、本市の中央直下を震源とする地震を想定しました。 地震が発生すると、河川沿いの低地で震度 6 強、台地で震度 6 弱となることが予想されます。 | | | |
| 本市で予想される震度 |  |  |  |  | | | |
| 震度階級 | 震度 5 強 | 震度 6 弱 | 震度 6 強 | | | | |
| 計測震度 | 5.0～5.4 | 5.5～5.9 | 6.0 | 6.1 | 6.2 | 6.3 | 6.4 |



(出典；野田市地震ハザードマップ)

【その他】

市内では、平成 27 年の台風第 18 号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、野田市では人的被害に加え、建物に関しては床上浸水 6 件、床下浸水 39 件、敷地内に水が入る宅内浸水 31 件、道路冠水、通行止めに関しては道路冠水 73 か所

という被害を受けた。またこの時の大雨の総雨量は野田地域 392 ミリ、関宿地域 335 ミリとなっていた。

(出典；台風 18 号関連の被害状況 野田市)

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症については国民の大部分が免疫を取得していない状況であり、全国的かつ急速なまん延により、野田市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

当会においては、緊急経営相談窓口の設置など、小規模事業者の事業継続に向けた対応を行い迅速かつ適切な支援が必要である。

(2) 当会が管轄する地域の商工業者の状況

<出典：平成 28 年経済センサス、令和 3 年 4 月 1 日時点>

・商工業者等数…802 ・小規模事業者数…642

【内訳】

| | 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況) |
|------------------|-------|-------|---------|--------------|
| 商 工 業 者 | 製造業 | 210 | 160 | ※はやま工業団地も含む |
| | 建設業 | 149 | 135 | 管内に広く点在している |
| | 卸・小売業 | 160 | 106 | 県道沿いに集積している |
| | サービス業 | 226 | 192 | 点在している |
| | その他 | 57 | 49 | 点在している |
| | 合計 | 802 | 642 | |

(3) これまでの取組

1) 野田市の取組

- ・野田市地域防災計画に基づく各種災害対策の実施
- ・野田市総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップ・WEB 版ハザードマップを活用した防災への啓発活動
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業継続計画に関する各種施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・管内事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋
- ・当会事業継続計画の作成

II 課題

① 小規模事業者の BCP の計画認定の取得が進んでいない

管内事業者のうち防災・減災の取り組みを促す事業継続力強化計画(BCP)を策定しているのは一部の事業者に限られている。特に小規模事業者の意識は低く、BCP の策定

はほとんど進んでいないという現状にある。このことから、今後は事業者独自の BCP 取得促進のため、県や各種機関と連携した普及・啓発の取り組みを強化する必要がある。

② 小規模事業者の BCP 策定を助言するスキルが十分にない

経営支援専門員等や職員の BCP 策定に関するスキル習得に課題があり、平時・緊急時の対応を促進するノウハウをもった人員が充分にいない。

③ 保険・共済の必要性やリスクを助言・指導の必要性

ハザードマップを用いた自然災害等のリスクや影響について、損害保険会社等との連携により、補償や備えなどの必要性を指導・助言していく必要がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

① 管内小規模事業者への BCP 策定の支援

地区内の事業者には災害リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させるため、県および専門家等と連携した個別支援によって、職員も BCP 策定のノウハウを蓄積しつつ、管内小規模事業者の BCP 策定支援を行う。

② 小規模事業者の BCP 策定や保険・共済の重要性・リスクについて助言するスキルの向上

- ・各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・当会、野田市のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等のリスクや事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画の策定率を向上させる。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と野田市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後、当会及び野田市の役割分担を明確化し、被災状況等の確認、情報の共有等連絡体制を構築するとともに被災事業所への効率的な支援をすべく支援内容を明確化する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・野田市関宿商工会と野田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会報や市広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保険等の概要、事業者継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続計画策定の専門家を招き、小規模事業者を対象に事業継続計画策定に関する個別相談会等を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・令和3年10月に事業継続計画を策定。

(3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ・中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・事業継続計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・当会及び市担当者で状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と野田市とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

- ・毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えてポータブル電源や、ブルーシート等の防災備品を購入する。

主な防災備品購入一覧（計画期間内に順次購入）

| 備品名 | 数量 | 備品名 | 数量 |
|------------------------|----|------------|--------|
| パソコン | 2台 | マスク | 1,000枚 |
| WEB会議用機材 (カメラ・マイク等) | 7台 | 飲料水(500ml) | 100本 |
| WEB会議用ソフト | 1個 | 救急セット | 5セット |
| 災害対応型自販機 | 1台 | 消毒液 | 3本 |
| 災害用ポータブル電源 | 3台 | ブルーシート | 100枚 |

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会事務局責任者は、災害発生後2時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
- ・業務従事が可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を野田市へ連絡し情報共有を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生時には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。
 - ①職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身はまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤する。
 - ②道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
 - ③家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

- ・ 当会職員の全員または大多数が被災等により応急対応に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

| 地区名 | 役職名 | 人数 | 応急対策の内容 |
|--------|-----|----|--------------|
| 関宿地区 | 理事 | 2人 | 大まかな被害状況の把握等 |
| 二川地区 | 理事 | 3人 | 〃 |
| 木間ヶ瀬地区 | 理事 | 3人 | 〃 |
| その他地区 | 理事 | 2人 | 〃 |

- ・ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

当会と野田市で共有する被害規模等の目安

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

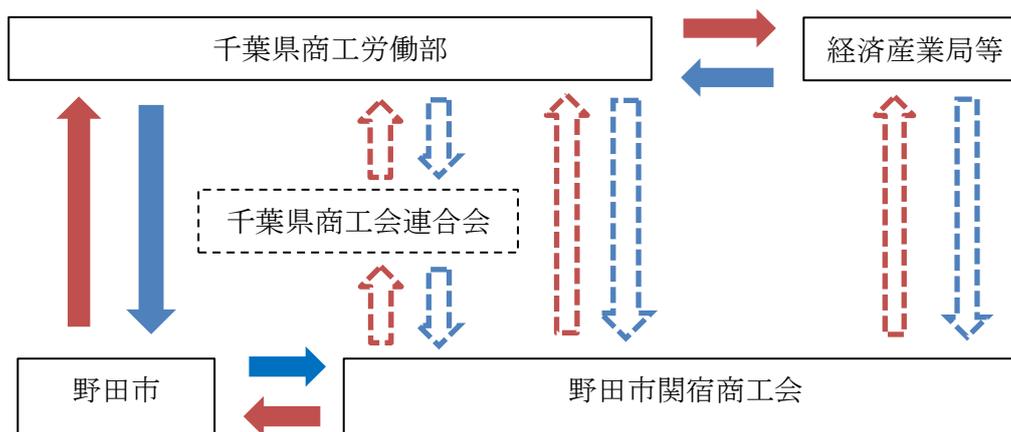
- ・ 本計画により、当会と野田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-------------|
| 発災直後 | 速やかに情報共有を行う |
| 発生後～1週間 | 1日に1回以上共有する |
| 2週間以降 | 適宜情報共有を行う |

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡ルートは次のとおりとする。



「塗りつぶしの矢印が、情報収集・連絡ルート」

(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と野田市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は野田市より県へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- ・日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

6. 感染症対策

(1) 事前の対策

- ・Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

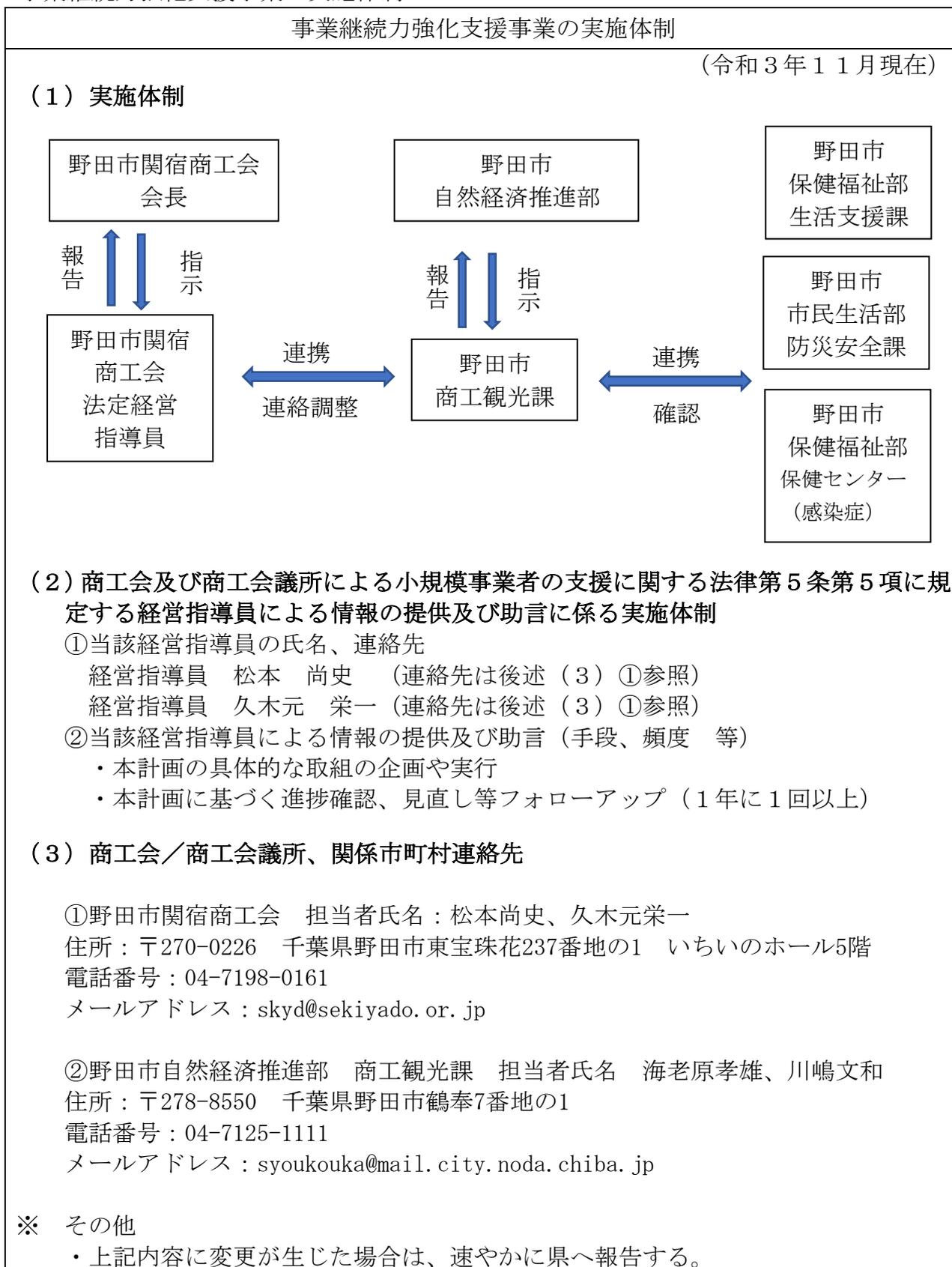
- ・ 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・ 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ・ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・ 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7. その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年 度 | 令和5年 度 | 令和6年 度 | 令和7年 度 | 令和8年 度 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 必要な資金の額 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| (内訳) BCP 策定個別相談会開催 費、通信費他 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 防災備品購入費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-----------------------|
| 会費収入、市補助金、県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。